

関係資料を添付しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

3 第34条第3項及び第4項の規定は、前条第1項 の申込書が提出された場合について準用する。

(貸付期間)

第40条 略

2 略

3 財産管理者は、前項の規定による貸付期間の更新をしようとする者があるときは、その期間満了日の30日前までに、その者から県有財産貸付期間更新申込書 (別記様式第25号の2) を提出させなければならない。ただし、競争入札による貸付けの場合にあつては、この限りでない。

4 略

(貸付契約の内容等の変更)

第44条 財産管理者は、貸付契約の内容又は貸付財産の現状を変更しようとする借受人があるときは、事前にその者から県有財産貸付契約内容等変更申込書 (別記様式第26号) を提出させなければならない。

2 略

(借受人及び連帯保証人の住所及び氏名の変更)

関係資料を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 県有財産貸付料減免申込書

(3)・(4) 略

3 第34条第3項及び第4項の規定は、前条第1項 又は第2項の申込書が提出された場合について準用する。

(貸付期間)

第40条 略

2 略

3 財産管理者は、前項の規定による貸付期間の更新をしようとする者があるときは、その期間満了日の30日前までに、その者から県有財産貸付期間更新申込書 (別記様式第25号の3) を提出させなければならない。ただし、競争入札による貸付けの場合にあつては、この限りでない。

4 略

(指定用途の変更)

第44条 財産管理者は、指定用途 を変更しようとする借受人があるときは、事前にその者から県有財産指定用途変更申込書 (別記様式第26号) を提出させなければならない。

2 略

(貸付財産の現状の変更)

第45条の2 財産管理者は、貸付財産の現状を変更しようとする借受人があるときは、事前にその者から県有財産現状変更申込書 (別記様式第26号の2) を提出させなければならない。

2 第33条第3項並びに第34条第3項及び第4項の規定は、前項の申込書が提出された場合について準用する。

(貸付期間等の変更)

第45条の3 財産管理者は、公有財産の貸付期間を変更しようとする借受人があるときは、事前にその者から県有財産貸付期間変更申込書 (別記様式第26号の3) を提出させなければならない。

2 財産管理者は、公有財産の貸付面積等を変更しようとする借受人 (競争入札による貸付けに係るものを除く。)があるときは、事前にその者から県有財産貸付面積等変更申込書 (別記様式第26号の4) を提出させなければならない。

3 第33条第3項並びに第34条第3項及び第4項の規定は、前2項の申込書が提出された場合について準用する。

(借受人及び連帯保証人の住所及び氏名の変更)

第45条の2 財産管理者は、借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その者から県有財産借受人（連帯保証人）住所等変更届（別記様式第26号の2）を提出させなければならない。

2 略

（借受人及び連帯保証人の承継）

第45条の3 財産管理者は、借受人又は連帯保証人について相続、合併又は分割があったときは、速やかに、当該相続、合併又は分割により借受人又は連帯保証人の地位を承継した者から前条第1項の変更届を提出させなければならない。

2 第33条第3項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。

（財産台帳価格）

第62条 略

2・3 略

4 財産台帳に記載する公有財産の台帳価格は、3年ごとに、経営管理部長が別に定めるところにより計算する評価額とする。ただし、最初に計算されるまでの間は、取得価格とする。

5 略

（財産台帳附属図面）

第63条 財産管理者は、土地、建物及び工作物については、位置図、平面図その他関係図面を財産台帳に附属させておかなければならない。

（通知、報告等）

第64条の2 部局長及び財産管理者は、第11条第5項、第12条第4項、第15条、第16条、第17条、第18条第4項、第19条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条、第32条第1項及び第2項、第36条第3項並びに第37条（これらの規定を第46条において準用する場合を含む。）並びに第58条の規定による通知、報告等については、別に定めるところにより行うものとする。

第45条の4 財産管理者は、借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その者から県有財産借受人（連帯保証人）住所（氏名）変更届（別記様式第26号の5）を提出させなければならない。

2 略

（借受人及び連帯保証人の承継）

第45条の5 財産管理者は、借受人又は連帯保証人について相続、合併又は分割があったときは、速やかに、当該相続、合併又は分割により借受人又は連帯保証人の地位を承継した者から県有財産借受人（連帯保証人）承継届（別記様式第26号の6）を提出させなければならない。

2 第33条第3項の規定は、前項の承継届が提出された場合について準用する。

（財産台帳価格）

第62条 略

2・3 略

4 財産台帳に記載する公有財産の台帳価格は、3年ごとに、経営管理部長が別に定めるところにより再計算する評価額とする。

5 略

（財産台帳附属図面）

第63条 財産管理者は、土地、建物及び工作物については、別に定めるところにより作成した図面を財産台帳に附属させておかなければならない。

（通知、報告等）

第64条の2 部局長及び財産管理者は、第11条第5項、第12条第4項、第15条_____、第17条、第27条第3項、第28条第2項、第29条第2項、第30条、第32条第1項及び第2項、第36条第3項並びに第37条（これらの規定を第46条において準用する場合を含む。）並びに第58条の規定による通知、報告等については、別に定めるところにより行うものとする。

別記様式第8号から別記様式第10号までを次のように改める。

別記様式第8号から別記様式第10号まで 削除

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号 (第17条関係)

公有財産災害報告書

第 年 月 日

主管部局長
経営管理部長 様

財産管理者職氏名

公有財産が本書のとおり被害を受けたので報告します。

施設 番号	施設 の 名 称		施設 の 所 在 地	
財 産 台 帳 登 載 事 項			被 害 の 状 況 等	
財産 種別	財産 番号	財 産 名 称 等	被 害 状 況 (箇 所 ・ 数 量 等)	復 旧 状 況
発 生 の 日 時		年 月 日 時 分 頃		
発 生 の 原 因				
そ の 他 参考となる事項				

備考

- 1 災害その他の事故発生から30日以内に提出すること。
- 2 次の資料を添付すること。
 - (1) 罹災証明書 (建物が全損した場合のみ)
 - (2) 被害箇所のカラー写真 (復旧が完了した場合は、復旧前後のもの)
 - (3) 被害箇所、写真撮影箇所及び撮影方向を記した図面 (位置図、配置図、平面図等)
 - (4) 公有財産台帳

別記様式第12号中

「栃木県 財産管理者職氏名」を「栃木県知事」に改める。

別記様式第13号から別記様式第19号までを次のように改める。

別記様式第13号から別記様式第19号まで 削除

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号 (第33条関係)

県有財産使用許可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者住所
氏名

次の県有財産の使用を許可して下さるよう申請します。

施設の名 称				
施設の所在地				
使用希望期間	年	月	日	から
	年	月	日	まで
使用希望箇所				
使用目的				
使用料	指定のとおり			
減免希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
減免の理由 (減免を希望する場合のみ記入)	<input type="checkbox"/> 公共用又は公益事業等の用に供するため <input type="checkbox"/> 県有施設を利用する県民の利便性向上に資するため <input type="checkbox"/> その他			
	申請者連絡先	担当者		電 話

備考 使用目的等を確認することができる書類、関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第21号を次のように改める。

別記様式第21号 削除

別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号 (第35条関係)

県有財産現状変更申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者住所
氏名

次の県有財産を使用中のところ、その現状を変更したいので申請します。

施設の名 称					
施設の所在地					
使用中の財産	使用許可年月日	年	月	日	
	使用許可期間	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	使用箇所				
	使用料				
	減免の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更希望年月日		年	月	日	
		申請者連絡先	担当者		電話

備考 変更の内容等を確認することができる書類、関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第25号及び別記様式第25号の2を次のように改める。

別記様式第25号（第38条関係）

県有財産貸付申込書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所
氏名

次の県有財産を貸し付けてくださるよう申し込みます。

施設の名 称				
施設の所在地				
貸付希望期間	年	月	日	から
	年	月	日	まで
貸付希望箇所				
使用目的				
貸付料	指定のとおり			
減免希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
減免の理由 (減免を希望する場合のみ記入)	<input type="checkbox"/> 公共用又は公益事業等の用に供するため <input type="checkbox"/> 県有施設を利用する県民の利便性向上に資するため <input type="checkbox"/> その他			
	申込者連絡先	担当者		電話

備考 使用目的等を確認することができる書類、関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第25号の2 (第40条関係)

県有財産貸付期間更新申込書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所
氏名

次の県有財産を借受中のところ、その貸付期間を更新したいので申し込みます。

施設の名 称					
施設の所在地					
借 受 中 の 財 産	契約締結年月日	年	月	日	
	貸付期間	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	貸付箇所				
	貸付料				
減免の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
更新希望期間					
更新の理由					
貸付料		指定のとおり			
減免希望の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
減免の理由 (減免を希望する場合のみ記入)		<input type="checkbox"/> 公共用又は公益事業等の用に供するため <input type="checkbox"/> 県有施設を利用する県民の利便性向上に資するため <input type="checkbox"/> その他			
		申込者連絡先	担当者		電話

備考 更新の理由等を確認することができる書類、関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第25号の3を削る。
別記様式第26号及び別記様式第26号の2を次のように改める。

別記様式第26号 (第44条関係)

県有財産貸付契約内容等変更申込書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所
氏名

次の県有財産を借受中のところ、その契約の内容等を変更したいので申し込みます。

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
借 受 中 の 財 産	契 約 締 結 年 月 日	年	月	日	
	貸 付 期 間	年	月	日 から	
		年	月	日 まで	
	貸 付 箇 所				
	貸 付 料				
	減 免 の 有 無	<input type="checkbox"/>	有		
		<input type="checkbox"/>	無		
変 更 の 内 容	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 の 理 由					
変 更 希 望 年 月 日		年	月	日	
		申込者連絡先	担当者		電 話

備考 変更の内容等を確認することができる書類、関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第26号の2 (第45条の2関係)

県有財産借受人(連帯保証人)住所等変更届

年 月 日

栃木県知事 様

届出者住所
氏名

次の県有財産を借受中のところ、その借受人(連帯保証人)の住所等を変更したので届け出ます。

施設 の 名 称					
施設 の 所 在 地					
借 受 中 の 財 産	契約締結年月日	年	月	日	
	貸付期間	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	使用箇所				
	貸付料				
	減免の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更年月日		年	月	日	
		届出者連絡先	担当者		電話

備考 変更の事実を確認することができる資料を添付すること。

別記様式第26号の3から別記様式第26号の6までを削る。

別記様式第30号を次のように改める。

別記様式第30号（第57条関係）

県 有 財 産 受 領 書

年 月 日

栃木県知事 様

受領者住所
氏名

年 月 日付で 契約した次の県有財産を受領いたしました。

引渡しを受けた財産	所在地		
	土地	地積	
	建物	構造	
		延床面積	
	その他		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財産活用課)

栃木県規則第32号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

栃木県知事 福田 富一

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年栃木県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(残余金交付通知書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第4条の動産の滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金について、<u>国税徴収法（昭和34年法律第147号）第133条第3項</u>の規定による供託をしたときは、徴税吏員は、その旨を第7号様式（売却代金等供託済通知書）の書面によって執行官に通知するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(残余金交付通知書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第4条の動産の滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金について、<u>国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第50条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定による供託をしたときは、徴税吏員は、その旨を第7号様式（売却代金等供託済通知書）の書面によって執行官に通知するものとする。</p> <p>3 略</p>

(強制執行続行決定があった場合の引渡通知書等)

第 6 条 略

2 政令第 5 条第 2 項において準用する国税徴収法第81条の規定による通知は、第 8 号の 2 様式 (差押財産引渡済通知書) の書面によって行うものとする。

(強制執行続行決定があった場合の引渡通知書等)

第 6 条 略

2 政令第 5 条第 2 項において準用する国税徴収法(昭和34年法律第147号)第81条の規定による通知は、第 8 号の 2 様式 (差押財産引渡済通知書) の書面によって行うものとする。

第 7 号様式中 「 国税徴収法施行令 第50条第 1 項 第50条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定により供託しました を
ので、通知します。 」

「国税徴収法第133条第 3 項の規定により供託しましたので、通知します。」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月21日から施行する。

(税務課)